

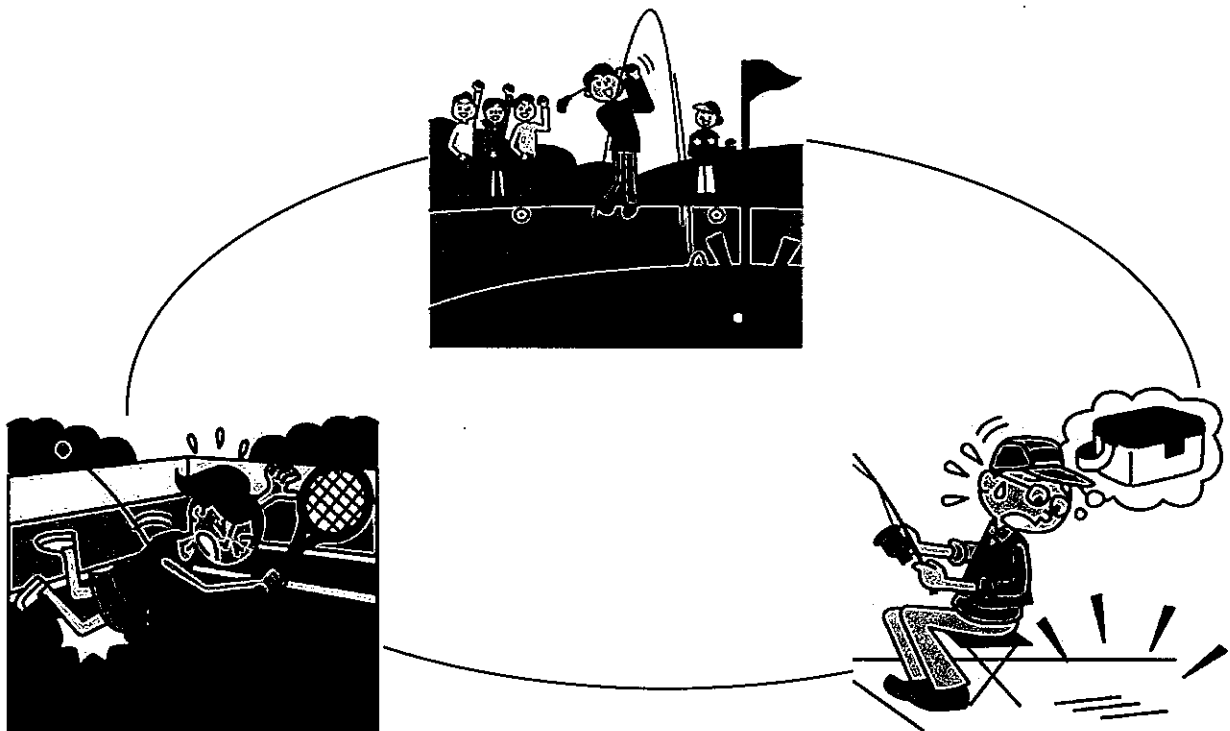
鹿児島県学校生活協同組合員の皆さまへ

安心レジャー保険

(団体ゴルファー保険、団体傷害総合保険、テニス用、釣り用)

ご加入のご案内

☆学校生協ならではの団体割引適用



●募集締切 平成30年6月8日(金)

●保険期間 平成30年7月1日(午後4時)から平成31年7月1日(午後4時)まで1年間

取扱代理店 鹿児島県教育用品株式会社

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

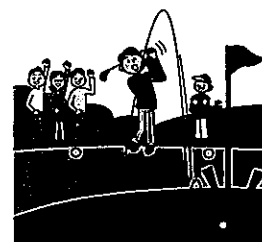
この保険は鹿児島県学校生活協同組合を契約者とする団体契約で、鹿児島県学校生協の組合員またはそのご家族の方のみが被保険者として加入できます。

1

団体ゴルファー保険

団体ゴルファー保険の魅力

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



■とってもお得な保険料

団体割引20%適用により一般で加入するより

お得です。鹿児島県学校生活協同組合の組合員だから実現できました！！

■夢のホールインワンだって！

ゴルファーなら一度は経験したいホールインワン・アルバトロス。

ホールインワン・アルバトロスに伴う贈呈用記念品の購入費用（ただし、貨紙幣、有価証券、商品券、汎用プリペイドカード等は除きます。）、祝賀会費用、記念植樹費用等をお支払いします。※ただし、日本国内にかぎりず。

■大切なゴルフ用品だって

大切なゴルフ用品が盗難にあった場合やゴルフクラブを破損・曲損した場合の損害額、修理費（注1）を保険金額の範囲内（時価額を限度）で補償します。

※ただし、ゴルフ場敷地内で発生した損害にかぎりず。

（注1）修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

保険金額・保険料表

※保険期間：平成30年7月1日午後4時から1年間

団体割引20%適用、一時払

	A1コース	A2コース
ゴルフ中の賠償責任 免責金額（自己負担額）なし	2億円	2億円
ゴルフ用品の損害	19万円	31万円
ゴルファー自身の傷害	878.8万円	918.8万円
ホールインワン・アルバトロス費用	35万円	45万円
年払保険料	6,000円	8,000円

	A3コース	A4コース	A5コース
ゴルフ中の賠償責任 免責金額（自己負担額）なし	1億円	2億円	2億円
ゴルフ用品の損害	15万円	25万円	50万円
ゴルファー自身の傷害	681.2万円	898.7万円	888.7万円
ホールインワン・アルバトロス費用	30万円	40万円	50万円
年払保険料	5,000円	7,000円	10,000円

（注1）団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注2）「ゴルファー保険」は賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約等をセットした保険契約です。

★事故にあわれたら★

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - 事故が発生した場合、ゴルフ場の事故証明をおとりください。盗難の場合はゴルフ用品の盗難届出証明が必要になります。
 - ゴルフクラブ破損の場合、修理前に必ず損保ジャパン日本興亜にご相談ください。
- ※賠償しなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の対応につきご相談ください。あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ず示談金等や賠償金をお支払いになった場合は、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

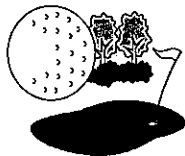
★ホールインワン・アルバトロスを達成されたら★

- 損保ジャパン日本興亜所定のホールインワン・アルバトロス証明書、費用支払を証明する書類等が必要です。その他必要書類については、損保ジャパン日本興亜よりその都度ご連絡させていただきます。

こんな場合に保険金をお支払いします。

国内のみ

ゴルフ場にアルバトロスの記念植樹をした。



ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する次の費用を保険金額を限度にお支払いします。

- ①贈呈用記念品購入費用（ただし、貨幣、有価証券等は除きます。）
- ②祝賀会費用
- ③ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④同伴キャディに対する祝儀
- ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用。

ただし、保険金額の10%を限度とします。

*キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。詳しい内容は後述しておりますので、ご確認ください。

ゴルフ用品の損害

ゴルフ場・練習場内でゴルフ用品に生じた次の損害を保険金額限度（かつ時価額または修繕費のいずれか低い方）でお支払いします。

- ①ゴルフ用品の盗難（ゴルフボールの盗難は他のゴルフ用品と同時に生じた場合のみ）
- ②ゴルフクラブの破損・曲損



国内外対象



国内外対象

ゴルファー自身の傷害

ゴルフ場敷地内での練習・プレー・指導中とそれに付随する行為（更衣、休憩、食事、入浴等）中に急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガされた場合に保険金をお支払いします。

- ①死亡保険金・・・事故の発生の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合に保険金額の全額
- ②後遺障害保険金・・・事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に約款に定める障害の程度に応じ、保険金額の4～100%
（ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。）
- ③入院保険金・・・入院日数1日につき保険金額の1.5/1,000（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内）
- ④通院保険金・・・通院日数1日につき保険金額の1.0/1,000（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で90日限度）

国内外対象

第三者への賠償責任

ゴルフの練習・プレー・指導中に他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって負う法律上の損害賠償金をお支払いします。

ご注意いただきたい点

●ホールインワン・アルバトロス費用保険金

- ・ゴルフプレーとは、日本国内のゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。）、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。

●傷害に関する保険金

- ・死亡・後遺障害保険金と入院・通院保険金は重複してお支払いします。
- ・死亡保険金と後遺障害保険金は合算して保険期間を通じ、保険金額が限度となります。
- ◎「ゴルフ」にはパターゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、ケイマンゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みません。
- ◎「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目のいかなを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
- ◎「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

●賠償責任保険金

- ・ゴルフ場や練習場内での練習・プレー・指導中とそれに付随する行為（更衣・休憩・食事・入浴等）中に被保険者が誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被害者から法律上の損害賠償を請求されたときに保険金をお支払いします。
 - ・1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。
 - ・法律上の損害賠償責任が発生しないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象になりません。
- 【賠償金の決定につきましては、必ず事前に損保ジャパン日本興亜にご相談ください。】

※この保険では、保険会社が保険の補償を受けられる方（被保険者）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。賠償責任を負う事故が発生した場合は、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者と示談交渉をすすめていただくことになります。

●ゴルフ用品保険金について

- ・ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計・宝石・貴金属・財布・ハンドバッグ等の携行品を含みません。

鹿児島県学校生活協同組合の傷害総合保険はこんなに凄い!!

- ▼テニス中のみだけでなくプライベート中のケガについても補償します。
- ▼テニス用具の損害に加え、その他「携行品損害」の補償も対象となります。
- ▼テニス中のみならず日常生活において第三者への法律上の損害賠償責任も補償します。

♪こんなときにあなたをお守りします♪

●傷害事故

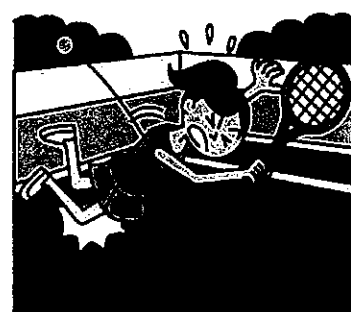
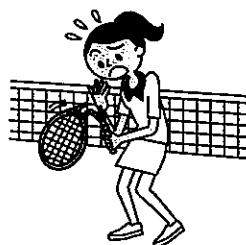
- ▽テニス中に転倒し骨折した。
- ▽山登りに参加し遭難、死亡した。
- ▽テニスに行く途中、自転車に衝突しケガをした。

●テニス用品の損害事故

- ▽テニスラケットを盗まれた。

●個人賠償事故

- ▽テニスボールが予想外の方角へ飛んでいき、テニス場へ隣接したお家の窓ガラスを割ってしまった。
- ▽子供がデパートで展示している陶器を割って壊してしまった。



※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額・保険料表

※保険期間：平成30年7月1日午後4時より1年間

団体割引 5%適用、一時払、職種級別A級

		B1コース	B2コース
傷害	死亡・後遺障害	10万円	78万円
	入院保険金日額	650円	800円
	通院保険金日額	300円	400円
携行品損害		10万円	20万円
個人賠償責任		3,000万円	6,000万円
年払保険料		3,460円	5,280円

所定の手術を受けた場合、手術保険金

(入院中の手術の場合：入院保険金日額の10倍、外来での手術の場合：入院保険金日額の5倍の金額)をお支払いします。

(注1) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 携行品損害については、1事故につき3,000円を自己負担していただきます。

(注3) 携行品損害については上表の保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。

鹿児島県学校生活協同組合の傷害総合保険はこんなに凄い!!

- ▼釣りのみだけでなくプライベート中のケガについても補償します。
- ▼釣り具損害に加え、その他「携行品損害」の補償も対象となります。
- ▼万が一遭難されたときの捜索救助費用も補償されます。

♪こんなときにあなたをお守りします♪

- 傷害事故
 - ▽カーボン製の釣竿が高圧線に触れ感電死した。
 - ▽大波にさらわれ溺死した。
 - ▽つりに行く途中、車が衝突しケガをした。
- 漁具の損害事故
 - ▽釣竿を盗まれた。
- 個人賠償事故
 - ▽釣竿を振ったとき、後ろにいた他人の子供に気付かず誤ってあたりケガをさせた。
- 遭難事故
 - ▽船が転ぶくして遭難し、地元の漁船によって救助された。



※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額・保険料表

※保険期間：平成30年7月1日午後4時より1年間
団体割引 5%適用、一時払、職種級別A級

		①コース	②コース
傷害	死亡・後遺障害	62万円	48万円
	入院保険金日額	1,000円	2,000円
	通院保険金日額	500円	1,500円
携行品損害		10万円	10万円
個人賠償責任		1,000万円	1,000万円
救済者費用		100万円	100万円
年払保険料		4,920円	8,620円

所定の手術を受けた場合、手術保険金

(入院中の手術の場合：入院保険金日額の10倍、外来での手術の場合：入院保険金日額の5倍の金額)をお支払いします。

(注1) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 携行品損害については、1事故につき3,000円を自己負担していただきます。

(注3) 携行品損害については上表の保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。